

出石城下町のまちづくり

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区
まちづくりの手引き

- 役員の任務は、次のとおりとする。
 - 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代理する。
 - 事務局長は、会長の指示を受け、会務を担当する。
 - 会計は、この会の一切の会計を担当する。
 - 監事は、会計及び会務を監査する。

（役員の任期）

- 第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のために選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

- （会議）
第8条 本会の会議は、会長が招集する。
 - 会議に付議すべき事項は、本会の事業計画並びに予算及び決算に関することとする。
 - 会議は、会員の過半数以上の出席により成立するものとする。
 - 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
 - 会議にその任務を遂行するため必要があると認めたときは、会員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

- （会計）
第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
 - 本会の経費は、負担金、補助金、寄附金等その他の収入をもって充てる。（その他）

- 第10条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この会則は、平成20年5月29日から施行する。

出石城下町まちなみ保存協力建築業者名簿作成要綱

- （目的）
第1条 出石まちなみ保存会（以下「保存会」という。）は、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）を中心とした、歴史的価値の高い出石城下町を次代に継承するため、伝統的なまちなみを保存、活用し、もって住民主体の活気あるまちづくりに支援と協力を得ることを目的として、建築関係業者（以下「業者」という。）を名簿に登録するものとする。

- （基準）
第2条 名簿に登録するのは、次の各号に該当すると保存会が認めたものとする。
 - 伝統的建造物群保存地区制度に賛同し、出石城下町の伝統的なまちなみの保存、活用に高い関心と強い意欲を持つ者
 - 保存会の活動に理解を示し、支援と協力を行う者（選考）
- 第3条 保存会は、名簿登録を希望する業者がある場合、役員会で合議して名簿登録を決定するものとする。なお、選考にあたっては、関係機関並びに歴史的建築専門家の意見を聴くことができるものとする。（活動）

- 第4条 保存会は、伝建地区住民が行う修理、修景事業に際し、施工業務に名簿登録業者を推薦するものとする。
 - 保存会は、伝統的建造物群保存地区制度を理解し、保存会が行う伝統的なまちなみ及び景観の保存を積極的に支援し協力する建築関係業者の養成並びにその組織化に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

- 2 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代理する。
- (3) 事務局長は、会長の指示を受け、会務を担当する。
- (4) 会計は、この会の一切の会計を担当する。
- (5) 理事は、他の役員とともに会務を審議し、執行する。
- (6) 監事は、会計及び会務を監査する。

（会議）

- 第8条 保存会の会議は、役員会とする。
 - 会議に付議すべき事項は、保存会の事業計画並びに予算及び決算に関することとする。
 - 会議は、役員の過半数以上の出席により成立するものとする。
 - 会議の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
 - 役員会は、その任務を遂行するため必要があると認めたときは、役員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

- （会計）
第9条 保存会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
 - 保存会の経費は、負担金、補助金、寄附金等その他の収入をもって充てる。

- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第2項に規定する工事監理報告書の写し

- 第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成20年3月13日から施行する。

出石まちなみ設計士会会則

- （名称）
第1条 この会は、出石まちなみ設計士会（以下「本会」という。）という。（目的）
第2条 本会は、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）を中心とした、歴史的価値の高い出石城下町を次代に継承するため、歴史的なまちなみの調査研究を行い、伝統的な建造物等の材料、技術、意匠や伝統構法を継承することで保存活用を促進し、もって歴史的景観を活かしたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。（事業）

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 伝建地区を中心とした歴史的なまちなみの調査研究及び保存活用に関すること。
 - (2) 伝建地区内の建造物等の修理・修景工事の技術指導、研修に関すること。
 - (3) 伝建地区内の建造物等の修理・修景工事の相談、助言等に関すること。
 - (4) 伝建地区内の現状変更行為に関すること。
 - (5) 歴史的景観の保存整備に係る意匠研究に関すること。
 - (6) まちづくりを推進する関係諸団体及び関係行政機関への協力・支援に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的を達成のために必要な事業（会員及び入会）

- 第4条 会は、原則として、建築士で兵庫県ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）に登録している者のうち、伝建地区内の建造物等の修理・修景及び景観保存に関する専門的知識を有し、適切な技術的指導及び助言を行える者を会員とする。

- 2 本会の会員は、本会の設立趣旨及び目的に賛同し、事業実施においては、積極的な姿勢をもって取り組むものとする。
- 3 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。（退会又は除名）
第5条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して退会することができる。

- 2 会員で次の各号のいずれかに該当する者は、会議の議決を経てこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 本会の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為を行った者
 - (2) この会則その他本会の規定等に違反し、又は本会の秩序を乱す行為を行った者
 - (3) 技術的資格の免許取消し処分を受けた者（役員の役職及び任務）

第6条 本会に次の役職を置き、会員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

豊岡市補助金等交付要綱（豊岡市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金）

- （交付の目的）
豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年豊岡市条例第67号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存を行うため。

- （内容及び対象経費）
別紙に定めるとおり。
※保存計画とは、条例第3条に規定する保存計画をいう。
※修理基準とは、保存計画別表第4に規定する修理基準をいう。
※修景基準とは、保存計画別表第5に規定する修景基準をいう。

（対象者）

市税等を滞納していない者のうち、保存地区内において、保存計画に基づく別紙の事業を行うもの。

（補助率又は補助金等の額）

別紙に定める基準に基づき、予算の範囲内で交付する。

- （交付申請に添付する書類）
 - (1) 現況写真
 - (2) 工事設計書（補助対象経費を明らかにしたもの）
 - (3) 設計図（位置図、平面図、屋根伏図、立面図、矩計図等）
 - (4) その他市長が必要と認める書類（実績報告書に添付する書類）

- (1) 設計図（位置図、平面図、屋根伏図、立面図、矩計図等）
- (2) 工事実施設計書（補助対象経費を明らかにしたもの）
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第2項に規定する工事監理報告書の写し
- (4) 完成図（位置図、平面図、屋根伏図、立面図、矩計図等）及び工事写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

- （交付申請の期限）
市長が定める日
- （申請書への記載を省略する事項）
なし
- （変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更）
補助金額に影響しない補助対象金額の変更
- （変更承認を要しない軽微な内容の変更）
なし

（概算払）

- 不可

（規則の適用除外）

なし

（その他）

なし

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

出石まちなみ保存会規約

- （名称）
第1条 この会は、出石まちなみ保存会（以下「保存会」という。）という。（目的）
第2条 保存会は、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）を中心とした、歴史的価値の高い出石城下町を次代に継承するため、伝統的なまちなみを保存、活用し、もって住民主体の活気あるまちづくりを推進することを目的とする。（事業）

- 第3条 保存会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 伝統的なまちなみ及び景観の保存に関すること。
 - (2) 防災対策その他住環境の整備に関すること。
 - (3) 個性的で魅力あふれるまちづくりの推進に関すること。
 - (4) 伝建地区住民の交流及び情報交換に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的を達成するために必要な事業（会員）
- 第4条 保存会は、伝建地区の住民を会員とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、保存会は、伝建地区の保存事業を積極的に支援協力する建築士（出石まちなみ設計士会の会員）及び保存会の趣旨に賛同する伝建地区外の住民等を会員とすることができる。（役員会）

第5条 保存会に役員を置く。

- 2 役員会の役員は、材木区、魚屋区、内町区、八木区、本町区、宵田区及び田結庄区の代表者2名をもって組織する。（役員の任期）

- 第6条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠のために選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。（役員役職及び任務）

- 第7条 役員会に、次の役職を置き、役員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

豊岡市条例第13号

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年豊岡市条例第67号。以下「保存条例」という。）において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における法による制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。（用語の定義）

第2条 この条例における用語は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び保存条例の定めるところによる。（道路内の建築制限の緩和）

第3条 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（保存条例第3条の規定により定められた保存計画で規定する建築物その他の工作物をいう。以下「伝統的建造物」という。）の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「建築等」という。）をする場合において、建築等を行ったときの伝統的建造物の壁面（軒、ひさしその他これらに類するものを含む。）の位置が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における当該伝統的建造物の壁面の位置から道路の側を超えないときは、法第44条第1項本文の規定は適用しない。（建築面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和）

第4条 伝統的建造物について建築等をする場合において、建築等を行ったときの当該伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合が、施行日における当該伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合を超えず、かつ、市長が安全上、防火上支障がないと認めた場合は、法第53条の規定は適用しない。（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市重要伝統的建造物群保存地区における豊岡市市税条例の特例を定める条例

豊岡市条例第41号

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下「重要保存地区」という。）に所在する土地に対して課する固定資産税の減額について、地方税法（昭和25年法律第226号）第367条の規定により豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の特例を定め、もって重要保存地区の歴史的環境の保存と活用に資することを目的とする。（固定資産税の減額の特例）

第2条 重要保存地区に所在する土地に対して課する固定資産税は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年豊岡市条例第67号。以下「保存条例」という。）第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物及び必要物件の敷地に対して課する土地の固定資産税については、その税額の2分の1に相当する額を減額することができる。
- (2) 前号に規定する敷地以外の土地（宅地及び宅地並み課税地に限る。）に対して課する固定資産税については、その税額の5分の1に相当する額を減額することができる。（適用対象）

第3条 前条に規定する固定資産税の減額の特例（以下「特例措置」という。）は、当該固定資産税の納税義務者に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、保存条例の規定に違反している事由がある場合は、特例措置は適用しない。（申請）

第4条 前条第1項の規定により特例措置の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特例措置の適用を受けようとする最初の年度の納期限前7日までに申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書の提出後において申請内容に変更が生じた場合は、当該申請者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。（決定）

第5条 市長は、前条第1項の申請書を審査し、特例措置の適用を決定したときは、申請者に対してその旨を通知する。（決定の取消し）

第6条 市長は、特例措置の適用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、特例措置の適用の決定を受けたとき。
- (2) 第3条第2項に規定する事由が判明し、又は生じたとき。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、法第144条第2項の規定による重要保存地区の選定に係る告示の日以後最初に到来する1月1日を賦課期日とする年度分以後の固定資産税について適用する。